

【生活衛生関係営業施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・定期的に清掃・消毒を行い、施設の衛生維持を徹底すること。
- ・施設の換気に留意し、施設の衛生環境の確保を徹底すること。
- ・従業員の咳エチケットや手洗いを励行し、日ごろの感染防止対策に努めるとともに、従業員 の健康管理に留意すること。
- ・出入口などに消毒液を設置し、施設利用者の手指消毒に活用すること。
- ・施設利用者等に対して、体調のすぐれない場合には、従業員に声をかけるように促すこと。
- ・施設利用者等に対して、咳エチケットや手洗い等の感染防止対策の実施にご協力をお願いすること。

○最新情報は、広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>